

借 用 証 書

(普通貸付金・住宅貸付金・特別貸付金)

金 1 2 0 万円也

上記金額を青森県市町村職員共済組合貸付規則（以下「規則」という。）及び青森県市町村職員共済組合貸付規則施行細則（以下「細則」という。）を承知の上、次の条件により借付します。

1. 利息は年 1.26 パーセントとし、規則に規定する貸付後の利率を適用する。
2. 貸付金及び利息は、規則第14条の規定により令和 年 月から令和 年 月までに所定の償還表により毎月償還又は納付する。
3. 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。
 - (1) 組合員の資格を失ったとき。
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 - (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
 - (4) その他規則及び細則に違反したとき。
4. 前項に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続があったときは、何らの通知催告を要せずに期限の利益を失う。
5. 借受人は、前2項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第48条及び第115条に基づき、給与、退職手当又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済する。
6. この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所の如何にかかわらず青森県市町村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。
7. この貸付けについて、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があったときは、いかなる場合でもその要求に応ずる。
8. 未償還元利金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付に係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することを予め同意する。

返済期間は、決定後に共済組合で整備しますので、空欄で提出願います。

青森県市町村

貸付日は、決定後に共済組合で整備しますので、空欄で提出願います。

令和 年 月 日

印鑑証明書と同じ印を押印願います。

所属所名 ○○市役所

借受人 現住所 青森県青森市○町○丁目○番○

氏 名 共 済 太 郎

印